

令和6年1月4日
(2024年)

契約中の工事への対応について

1月1日に発生した令和6年能登半島地震について、石川県の「災害時等における応急対策工事に関する基本協定」に基づき、県から建設業協会に対し応急対策工事を依頼しています。

また、本市においても「災害時における応急対策活動に関する協力協定書」に基づき、市から建設業協会に対し応急対策工事を依頼することが想定されます。

このような状況を鑑み、契約中の工事において、その履行に影響が生じる恐れがある場合には、当該工事に支障の無い範囲で工期を延長するなど、受注者と協議のうえ柔軟に対応されるようお願いいたします。